

汚水排出量の減量認定制度のご案内

減量認定を希望される事業者（使用者）様へ

下水道使用料は原則、水道及び工業用水道の使用水量を汚水排出量として請求しています。しかし、以下の「3 認定対象の基準」を満たしている事業者様の場合、申告に基づき汚水排出量の減量認定を受けることができます。この取扱いは、横浜市下水道条例第19条第2項、同条第3項及び横浜市下水道条例施行規則第25条の規定に基づき、本市の定める「減量認定の運用に係る取扱要領」により運用されています。

認定対象基準、申告及び認定に伴いご注意いただく点や手続についてご案内します。

1 減量認定制度の概要

製氷業や食品加工業のように使用水量の一部が製品化される場合や、冷却塔（クーリングタワー）等の使用に伴い、使用水量の一部が蒸発する場合など、使用水量と汚水排出量に著しい差異が生じてあり、かつ、その事実・要因が量水器（以下「メーター」という。）の設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証していることが認められた場合、使用水量から公共下水道へ排出しない水量（減量対象水量）を控除した水量を汚水排出量として認定（減量認定）し、下水道使用料の請求を行います。

2 汚水排出量の考え方

（原則） $\boxed{\text{水道及び工業用水道の使用水量} = \text{汚水排出量}}$

※ 水道局の検針日に水道使用水量を確定し、その水量をもとにして水道料金・下水道使用料を算出し併せて請求しています。（注：水道料金単価と下水道使用料単価は異なりますのでご注意ください。）

（減量認定制度） $\boxed{\text{水道及び工業用水道の使用水量} - \text{減量対象水量} = \text{汚水排出量}}$

3 認定対象の基準

- （1） 使用の態様は営業用であること。
- （2） 月平均使用水量が 200 m³を超えること。（年間で 2,400 m³を超える。）
- （3） 月平均使用水量と、月平均排出量の差異が次のいずれかに該当していること。
 - ア 月平均使用水量に対して 30%以上である。
 - イ 月平均で 200 m³を超える。（年間で 2,400 m³を超える。）
- （4） 前号の事実がメーターの設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証しうること。
- （5） （3）の事実が営業者の業務の態様から見て必然的かつ恒常的なものであること。（営業者に起因する一時的若しくは恣意的なものは認定対象外となります。）

なお、「3 認定対象の基準」の（4）に基づきメーターの選定や設置、水量の計測内容について検討する場合、申告前に必ずご相談ください。事前相談がない場合、受付できない場合や不利益が生じる場合があります。

4 主な注意事項

- (1)「3 認定対象の基準」の(4)のメーターは原則、計量法にかかる検定制度に合格した有効期間内のメーター（検定品メーター）に限られます。（本市が認める場合、その限りではありません。）
- (2) 減量認定の有効期間は5年間となります。有効期間後も認定を継続される場合は、改めて申告が必要になります。
- (3) 認定有効期間内でも1年間の水量実績が「3 認定対象の基準」を満たしていない等、認定取消の事項に該当する場合、認定が取り消されます。
- (4) 減量を生じさせる設備（冷却塔など）や申告内容（製品混入等）によって生じる差異の水量については、設備の仕様や事業者様の営業形態等をもとに本市で認定します。

（例）減量を生じさせる設備が冷却塔の場合

ア 補給水メーターのみの設置の場合

本市では蒸発率を75%としています。

（1年間で蒸発水量が2,400 m³を超えるためには、3,200 m³の補給水量実績が必要。）

イ 補給水メーターとプローメーターの両方を設置している場合

補給水メーターとプローメーターの差異を蒸発水量としています。

※（ア・イどちらも適切な場所にメーターが設置されていると本市が認めた場合）

- (5)「3 認定対象の基準」の(2)及び(3)については、実際に検定品メーター等を用いて計測した「実測水量」となります。

次のような場合は、実測水量ではないため認められません。

ア 対象となる設備等の使用計画予定等から導き出した計算水量を記したもの

例：製品混入水量として少なくとも1か月あたり300 m³の水量が補給される。

1年間で300 m³×12か月=3,600 m³になる予定なので申告

イ 1日または1か月分の「実測水量」を基にした計算値

例：1か月間の冷却塔への補給水量が300 m³の実測であった。

1年間で300 m³×12か月×75%=2,700 m³の見込みになるので申告

※あくまでも計算によらずに、実測した値の合計が「3 認定対象の基準」の(2)及び(3)に達した事実、その記録があることが、減量認定の申告に際に必要になります。

5 手続の流れ

(減量認定を申告する前のご相談から、下水道使用料を納付いただくまでの手続の流れの一例です。)

① <申告前相談>

申告予定の設備が減量対象となるか否か、メーター設置場所等を本市と相談

② <使用水量と汚水排出量の差異を証するための計測>

使用水量と汚水排出量の差異をメーター等で計測・記録

③ <申告>

汚水排出量認定申告書・計測記録など必要な書類を添付し、本市に提出

④ <認定審査>

受付後、書類審査及び現地確認調査

⑤ <認定通知>

④の審査により認定された場合、本市から減量認定の通知（汚水排出量認定通知書による）

⑥ <水量報告書等の提出>

1か月あるいは2か月ごとに減量後の汚水排出量を算出するために必要な水量報告書等の提出

⑦ <下水道使用料の納付>

本市から送付させていただく納入通知書により、下水道使用料を納付

（請求対象月の翌月中旬に納入通知書が届きます。

※一部の金融機関でのみ口座振替も対応しております。）

減量認定の申告に必要な書類

(1~9まで正本・副本として2部作成のうえ提出してください。)

1 汚水排出量認定申告書（別添様式のとおり）

2 現地案内図

申告を受理した後の現地確認調査の際に必要になりますので、最寄り駅等からの案内図を添付してください。

3 汚水排出量算定シート（別添様式のとおり）

4 給排水フロー図（別添参照：「図面等参考例」）

補給水メーター等の位置が分かるように、給排水経路を簡単に明示してください。

5 減量の要因となる設備等の配置がわかる図面（別添参照：「図面等参考例」）

配置図、断面図、平面図を添付してください。

※水道局メーター⇒認定対象設備⇒公共下水道までの経路がわかるように色分けしてください。（例：給水系統は青色、排水系統は赤色）

※必ず水道局メーター、私設メーターの設置位置を赤丸 M (Ⓜ) で明示してください。

6 減量の要因となる設置機器等の仕様書

認定対象設備、計測のためのメーター等の仕様書を添付してください。

7 写真（設備、各メーター等）

減量対象設備の写真および私設メーターの写真を添付してください。私設メーターの写真は、指針値、有効期間及び検定証印が判別できるものにしてください。

8 使用水量と汚水排出量の実績資料

使用水量は、直近1年間の実績及び対象水道栓のお客様番号が分かる資料（水道局検針票の写し等）を添付してください。汚水排出量は、メーター等計測による計測実績資料が必要になります。理論値・計算値や計画水量では認定できません。（「4 主な注意事項」の（5）をご覧下さい。）

9 その他本市が求める資料

認定の際に1~8以外にも必要とする場合、ご提出をお願いします。

そのほか、ご不明な点はお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

横浜市下水道河川局経理課

下水道使用料・出納担当

電話 045-671-2826